

地域福祉計画の策定について

1. 地域福祉計画とは ～厚労省 HP より抜粋～

地域福祉計画は、平成 12 年6月の社会福祉事業法等の改正により、社会福祉法に新たに規定された事項であり、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とするものです。

地域福祉計画の策定については、平成 30 年4月の社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)の一部改正により、任意とされていたものが努力義務とされ、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられました。

また、上記法改正において、法第 106 条の3第1項各号で規定する「包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項」が計画に盛り込むべき事項として新たに追加されました。

2. 市町村地域福祉計画の策定ガイドライン ～厚労省法改正通知より抜粋～

(1) 市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項

市町村地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)に盛り込むべき事項としては、法上、①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項、②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、③地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項、④地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項、⑤包括的な支援体制の整備に関する事項の5つが掲げられており、それを踏まえなければ、法上の地域福祉計画としては認められないものである。市町村においては、主体的にこれら5つの事項についてその趣旨を斟酌し具体的な内容を示すとともに、その他の必要な事項を加え、それらを計画に盛り込む必要がある。

① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

本事項は、平成 29 年改正社会福祉法により、地域福祉計画に盛り込むものとされた。地域の課題や資源の状況等に応じて、各福祉分野が連携して事業を行うことにより、それぞれの事業の効果、効率性や対象者の生活の質を一層高めることができるよう、創意工夫ある取組が期待される。以下に各福祉分野が共通して取り組むべき事項の例を示すが、地域の実情に応じて追加等することは可能であり、関係者と協議し、地域福祉計画に位置付けることとなる。

なお、支援の在り方等を検討するに当たっては、支援を要する者だけでなく、その者の属す

る世帯全体の状況にも着目する必要があることに留意する。

ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野(まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等)との連携に関する事項

- ・地域の活性化に寄与しながら地域生活課題の解決にも同時に資する取組等

イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項

- ・地域の課題や資源の状況等に応じて、重点的に予算や人材等を配分していく分野や施策

ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方

- ・既存の制度に明確に位置付けられていないが、何らかの支援が必要である、いわゆる「制度の狭間の課題」への対応の在り方(ひきこもり、サービス利用拒否等の制度の狭間の課題を有する者を発見する機能の充実、ソーシャルワーク体制の整備、近隣の地域住民や訪問機会のある事業者等の活動の充実・支援、支援関係機関間の連携体制の整備等)

エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制

- ・生活困窮者、社会的孤立状態にある者又は表出されていない課題も含めて複合化した課題を有する者に対する相談支援体制の在り方や、生活困窮者自立支援制度を実施していない町村における生活困窮者自立支援方策(生活困窮者の早期把握と生活困窮者を受け止める一次窓口としての機能、町村としての独自施策との連携支援、就労訓練、就労の場の開拓や創出等、地域づくりに関する取組等)

オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開

- ・利用者の支援や生活の質の向上に資するために、(ア)「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン」(2016年(平成28年)3月)等を参考にしながら高齢、障害、子ども・子育て等の福祉サービスを総合的に提供したり、多機能型のサービスを提供することや、(イ)地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)による、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを利用しやすくなる共生型サービスの整備、(ウ)農園において障害者や認知症の高齢者等が活躍したり、福祉サービスを組み合わせ、就労継続支援事業等を活用し多くの地域住民が利用するレストランを開く等、世代を超えたつながりと役割を生み出し得る共生の場の整備等

・さらに、令和2年改正社会福祉法を契機として発出された、「多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について(通知)」(令和3年3月 31 日付子発 0331 第9号、社援発 0331 第 15 号、障発 0331 第 11 号、老発 0331 第4号厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知)において、地域の支援ニーズの多様化、地域資源の変動に柔軟に対応するため、福祉サービス事業所等に関して、定員基準、設備基準、報酬・委託費等との関係、施設整備等にかかる財産処分との関係等について整理を行っているため、これも十分参考とされたい。

カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方

・住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成 19 年法律第 112 号)(以下「住宅セーフティネット法」という。)を踏まえ、生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等のうち、生活や住宅に配慮を要する者の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係る取組の在り方に関し、地域福祉として一体的に展開することが望ましい事項

キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方

・生活困窮者、高齢者、障害者、ひとり親家庭等のうち、就労に困難を抱える者について、段階に応じた適切な支援の在り方

ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方

・自殺対策と各福祉分野(高齢、障害、子ども・子育て、生活困窮者支援等)に共通して求められる、状態が深刻化する前の早期発見のための地域づくりや、誰もが立ち寄れる居場所づくり、複合的課題に対応するためのネットワークづくり等の取組に関し、地域福祉として自殺対策と一体的に実施することが望ましい事項(自殺対策基本法(平成 18 年法律第 85 号)に規定される市町村自殺対策計画との調和に配慮しながら、各福祉分野の施策を展開することにより、自殺対策の効果的・効率的な推進が期待できる)

ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方

・認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な者への権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築やその中核となる機関の在り方、権利擁護支援の担い手としての市民後見人等の育成や親族後見人も含めた活動支援の在り方、日常生活自立支援事業の対象とはならないものの判断能力に不安があり金銭管理が必要な者や、身元保証人が存在していないために生活等に困難を抱えている者への支援の在り方(成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成 28 年法律第 29 号)(以下「成年後見制度利用促進法」という。)に規定される市町村計画と一体的なものとするとも考えられる)

コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方

・高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応の在り方、さらには家庭内で虐待を行った者を加害者としてのみ捉えるのではなく養護者又は保護者として支援することや、起こり得る虐待への予防策の在り方

サ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方

・再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)(以下「再犯防止推進法」という。)を踏まえ、高齢者又は障害者等をはじめ、保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等に対し、必要な保健医療・福祉サービス、住まい、就労、その他生活困窮への支援等を適切に提供し、かつ、これら地域での生活を可能とするための施策を総合的に推進するための方策及び体制に関し、地域福祉として一体的に展開することが望ましい事項

シ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用

・課題を抱えた者だけでなく、誰もがいつでも気軽に立ち寄ることができる居場所や、地域住民や専門職の話し合いを通じて新たな活動が生まれることが期待できる地域の拠点の整備(既存施設等の活用も含む)

ス 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくり

を進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
・高齢者、障害者、子ども・子育て等の各種計画で定める圏域や福祉以外の分野で定める圏域、地域住民等が主体的に地域生活課題の解決に取り組むことが可能となる圏域等についての関係の整理

セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進

・地域住民等が主体的に地域の課題を解決していく際には、その財源についても考える必要があるため、公的財源のみならず、共同募金によるテーマ型募金や市町村共同募金委員会の活用・推進、クラウドファンディングやSIB(ソーシャル・インパクト・ボンド)、ふるさと納税、社会福祉法人による地域における公益的な取組や企業の社会貢献活動との協働等の取組

ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制

・事業の効果、効率性や対象者の生活の質を高めることを目的とした、地域づくりに資す

る複数の事業の一体的実施、具体的な財源の在り方や連携体制

タ 全庁的な体制整備

・地域生活課題を抱える者を包括的に支援していくための、福祉、保健、医療も含めた庁内の部局横断的な連携体制の整備

② 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項

ア 福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備

・福祉サービスの利用に関する情報提供、相談体制の確保、支援関係機関間の連携

イ 支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立

・社会福祉従事者の専門性の向上、ケアマネジメント、ソーシャルワーク体制の整備

ウ サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保

エ利用者の権利擁護

・成年後見制度、日常生活自立支援事業、苦情解決制度など適切なサービス利用を支援する仕組み等の整備

オ 避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策

③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

○ 複雑多様化した地域生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現

・民間の新規事業の開発やコーディネート機能への支援
・社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進

④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

ア 地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援

・活動に必要な情報の入手、必要な知識、技術の習得、活動拠点に関する支援
・地域住民の自主的な活動と公共的サービスの連携

イ 住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進

・地域の福祉の在り方について住民等の理解と関心を深めることによる主体的な生活者、地域の構成員としての意識の向上

- ・住民等の交流会、勉強会等の開催

ウ 地域福祉を推進する人材の養成

- ・福祉活動専門員、社会福祉従事者等による地域組織化機能の発揮
- ・民生委員・児童委員活動の充実に向けた環境整備

⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項

平成 29 年改正社会福祉法においては、市町村において法第 106 条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合としていたが、令和2年改正社会福祉法により、当該項目（法第 107 条第1項第5号）については、同項柱書きに規定する市町村に対する努力義務に基づく包括的な支援体制整備を中長期的に進める観点から、「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項」と改正し、市町村地域福祉計画を策定するすべての市町村が当該事項を計画の中に盛り込むこととしている。

「第二市町村における包括的な支援体制の整備について」を参考に記載する。

ア 「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みる ことができる環境の整備(法第 106 条の3第1項第1号関係) (1の(1)の④と一体的に策定 して差し支えない。)

- (ア)地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援
- (イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備
- (ウ)地域住民等に対する研修の実施

イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体 制の整備(法第 106 条の3第1項第2号関係)

- (ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備
- (イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知
- (ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握
- (エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築

ウ 多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築(法第 106 条の3第 1項第3号関係)

- (ア)支援関係機関によるチーム支援
- (イ)協働の中核を担う機能
- (ウ)支援に関する協議及び検討の場
- (エ)支援を必要とする者の早期把握
- (オ)地域住民等との連携

⑥ その他

○ 市町村社会福祉協議会の基盤の整備強化等

(2) 計画策定の体制と方針や目標の設定

① 市町村行政内部の計画策定体制

- 地域福祉計画は、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載する、いわば福祉分野の「上位計画」であり、重層的支援体制整備事業実施計画、老人福祉計画、介護保険事業計画、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第 64 号)(以下「医療介護総合確保促進法」という。)に基づく市町村計画、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)に基づく市町村行動計画、健康増進計画、その他の関連する計画との調和を図り、かつ、福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携を確保して策定される必要がある。

そのため、市町村行政全体での取組が不可欠であり、関係部局が一堂に会した地域福祉計画の検討会を開催したり、部局を横断した職員による地域福祉計画策定のためのプロジェクトチームを立ち上げることも有効な手法の一つと考えられる。

また、地域福祉計画の内容を推進していくために、その内容を市町村の総合計画の中に盛り込んでいくことも一つの方策として考えられる。

- また、市町村が福祉事務所、保健所、保健センター等を設置している場合には、地域福祉計画の策定体制にこれらの組織や職員が積極的に参加することが基本である。とりわけ、社会福祉士や保健師等の地域活動の展開方法や技術に係る専門職が中核的な役割を担うことが望まれる。
- この他、地域福祉計画と他の計画の調和を図る方法としては、他の福祉に関する計画と検討や見直しの時期をそろえることや、市町村地域福祉計画と他の福祉に関する計画を一体的な計画として策定すること、他の福祉に関する計画の策定委員を地域福祉計画の策定委員にすること等も考えられる。
- なお、市町村が既に策定している他の計画において、地域福祉計画に盛り込むべき事項が記載されている場合には、重なる部分について、その既定の計画の全部又は一部をもって地域福祉計画の一部とみなすことができることとする。この場合において、他の計画の全部又は一部をもって地域福祉計画の一部とみなす旨を、地域福祉計画の策定段階において明らかにしておくことが必要である。

福祉に関する計画はもとより、関係する他の計画(例えば、成年後見制度利用促進法に規定される市町村計画、住宅セーフティネット法による供給促進計画、自殺対策基本

法に規定される市町村自殺対策計画、再犯防止推進法に規定される地方再犯防止推進計画、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)に規定される市町村地域防災計画等)の策定の際には、地域福祉として一体的に展開することが望ましい分野については、地域福祉計画にも位置付けるなど地域福祉計画を積極的に活用していくことも考えられる。

② 地域福祉計画策定委員会

- 地域福祉の積極的な推進を担うのは住民等の自主的な努力であるが、その自主性の発揮を側面から様々に援助する役割が必要となる。このためには、例えば、市町村が住民等に一斉に広報するようなことに加えて、「住民に身近な圏域」ごとに住民等間の地域福祉の推進に向けて中心的な役割を担う者(以下「地域福祉推進役」という。)を見いだし、住民等に対してこの地域福祉活動への参加を促すことが重要である。
- 地域福祉計画の策定に当たっては、市町村の地域福祉担当部局に地域福祉推進役としての地域住民、学識経験者、福祉・保健・医療関係者、民生委員・児童委員、市町村職員等が参加する、例えば「地域福祉計画策定委員会」のような策定組織を設置することが考えられる。
- 地域福祉計画策定委員会は、必要に応じて適宜、委員以外のその他の関連する専門家、地域生活課題に精通し地域福祉に関心の深い者、その他関係者等の意見を聞くことや、委員を公募するなど、住民等が計画策定に積極的に関わることができる機会を確保することが適当である。

その対象としては、例えば次のような者が考えられる。

- ・地域住民
- ・当事者団体
- ・自治会・町内会、地縁型組織等
- ・一般企業、商店街等
- ・民生委員・児童委員、福祉委員等
- ・ボランティア、ボランティア団体
- ・特定非営利活動法人(NPO)、住民参加型在宅サービス団体等
- ・農業協同組合、消費生活協同組合等
- ・社会福祉法人、地区(校区)社会福祉協議会等
- ・保健・医療・福祉等の専門職(専門機関)
- ・福祉関連民間事業者(シルバーサービス事業者等)
- ・その他の諸団体

- また、地域福祉計画策定委員会は原則として公開とし、進捗状況について適宜公表するほか、広く住民等が傍聴できる体制を採るなどの配慮が必要である。
- 各福祉分野が共通して取り組むべき事項が記載事項として追加されたこともあり、地域福祉計画に盛り込む分野や事項は多岐に渡る。このため、地域福祉計画策定委員会には多様な関係者が参画し、委員数が多くなることも想定されるが、一方で、委員会での議論の活性化や審議の充実に向けた配慮も求められる。そのため、例えば、必要に応じて委員会の下に分科会やワーキングチームを設け、比較的少人数で集中的に協議する等の工夫を図ることも一つの方策として考えられる。

③ 地域福祉計画策定方針の決定

- 地域福祉計画策定委員会は、都道府県が示す地域福祉計画の策定方針を勘案するなど都道府県と調整しつつ、住民等の主体的参加を実現するため、地域住民同士の交流会、関係団体も含めた懇談会、ヒアリング、アンケート調査等を実施し、地域福祉計画に住民等の地域福祉の在り方に関する意見を十分に反映させる旨の策定方針を定める必要がある。

④ 地域福祉計画の目標の設定

- 地域福祉の推進を具体化する上での個別施策については、地域生活課題に関する調査(いわゆる「ニーズ調査」)、必要とされるサービス量の調査、提供されているサービスの点検等により、地域生活課題を踏まえた支援(サービス)の必要性、緊急性を明らかにした上で、計画の達成状況を住民等に明確に示すためにも具体的で計画の達成度の判断が容易に行える目標を示す必要がある。

このため可能な限り数値目標を示すことが望ましいが、地域福祉を推進する施策の中には、数値目標になじまないものもあるため、定性的な目標設定がなされることがある。しかし、その場合でも計画の目標は具体的であることを旨とすべきである。

なお、計画の目標設定を支援するため、都道府県においては先行する市町村の事例を積極的に紹介するよう努めることが望まれる。

3. 計画策定の趣旨

近年、少子高齢化の進行や障がいのある人の増加、核家族化などによる家族機能の低下や地域社会のつながりの希薄化などを背景に、福祉ニーズが増大しています。さらに、“福祉”の概念自体の変化や、地方分権の推進により、市民の主体的な活動がより一層求められており、公的サービスだけでなく、地域全体で、防犯や防災なども含めた生活全般における支援をしていくことが必要となっています。

本市では、地域における様々な福祉課題に対応するため、国の動向や社会福祉法の理念を踏まえ、善通寺市社会福祉協議会と連携し、令和2年3月に「第3次善通寺市地域福祉計画」を策定し、福祉サービスの整備・充実や市民・福祉事業者などの主体的な福祉への取り組み支援などの施策を進めてきました。

このたび、令和6年度末に計画年度が終了することを受け、本市における課題を再度整理し、「住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくり」の実現にむけ、また、『地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進』のために「第4次善通寺市地域福祉計画」を策定することとします。

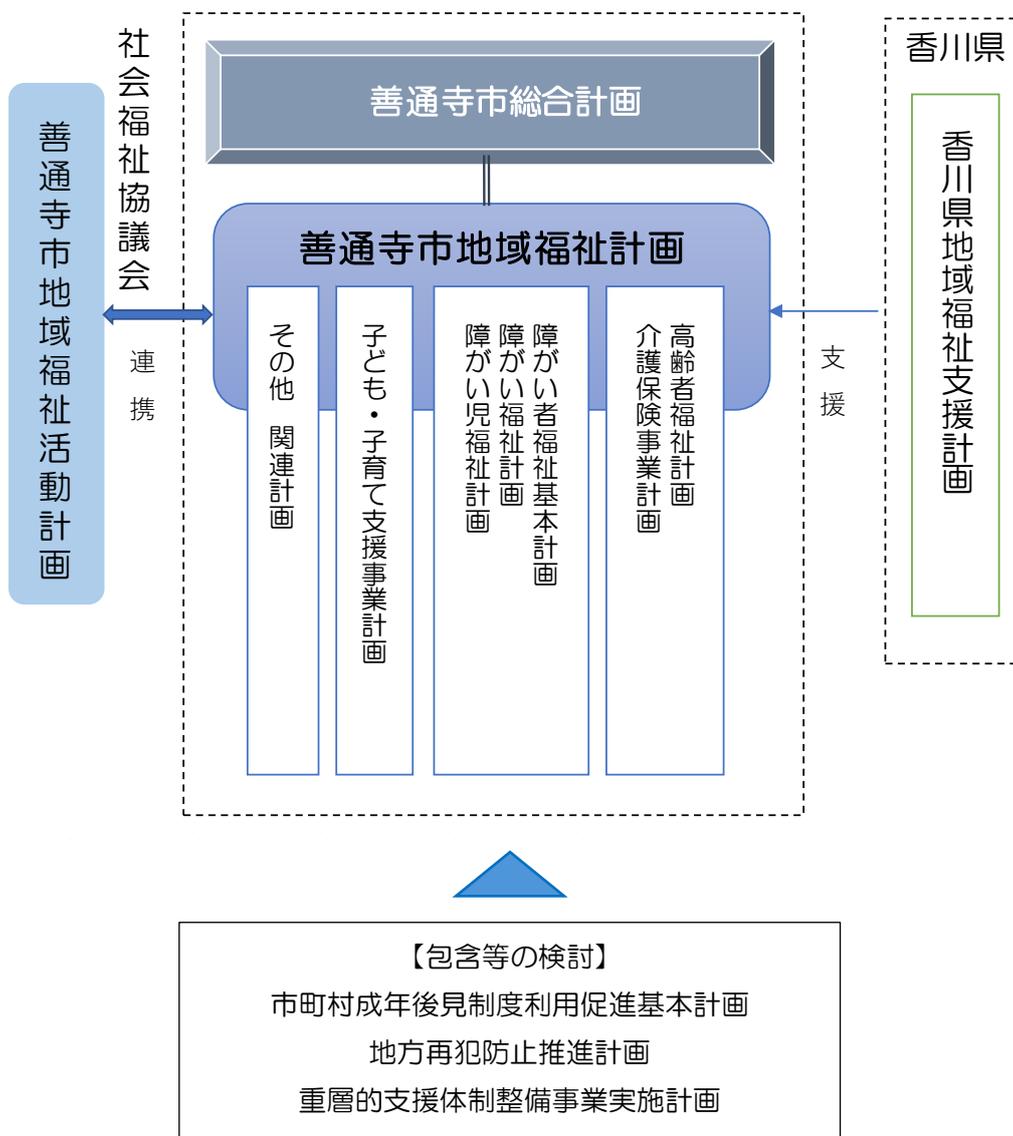
4. 計画の期間

計画期間は令和7年度を初年度とし、目標年次を令和11年度とする5か年の計画とし、必要に応じて見直しを行うこととします。

5. 計画の位置づけ

善通寺市における福祉関係計画には、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障がい者福祉基本計画、子ども・子育て支援事業計画などがあり、分野別計画はそれぞれの根拠法に基づき分野別に策定されています。地域福祉計画は、保健福祉分野を統括する計画として、これらの計画と連携し、統合性を図るとともに、地域福祉の推進に関する取り組みが地域においてより効率的に展開されるよう、基本方針と施策展開の方向性を明確にするものです。

また、本市における自殺対策を推進するにあたり、早期発見のための地域づくりや、誰もが立ち寄れる居場所づくり、複合的課題に対応するためのネットワークづくり等に取り組むため、『第3次善通寺市地域福祉計画』より「自殺対策計画」を盛り込んでいますが、『第4次善通寺市地域福祉計画』の策定にあたっては、さらに、近年の社会情勢の変化に対応すべく、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条に基づき策定する「市町村成年後見制度利用促進基本計画」と、「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条に基づき策定する「地方再犯防止推進計画」を包含した計画とすることや、「社会福祉法」第106条の5に規定する「重層的支援体制整備事業実施計画」の方向性を記載したものにするなどの検討が必要となつていきます。



6. 策定の体制

(1) 策定委員会の設置

幅広い関係者の参画により、本市の地域特性に応じた事業展開に努めることが必要であることから、学職経験者、関係団体代表者、関係行政機関の職員等をもって構成する「善通寺市地域福祉計画策定委員会」を設置し、各種団体や市民の意見を広く反映させながら計画を策定いたします。

(2) 第3次計画の点検・評価

第3次計画の「市の役割」について各課調査を実施し、進捗状況や課題等について取りまと

めを行い、計画策定のための基礎資料とします。

また、第4次善通寺市地域福祉計画推進会議において、第3次計画の取り組み状況について、現状と課題を記載した関連施策・事業評価シートを基に、計画についての点検と評価を行います。

(3)市民アンケート調査の実施

1 調査目的

第3次計画策定時から5年が経過し、地域福祉を取り巻く環境が大きく変化していることから「日常生活での課題」や「地域での助け合いに関する考え方」等について把握し、計画策定の基礎資料とするためアンケート調査を実施します。

2 調査の実施

別紙アンケート調査票参照

(4)関係団体ヒアリング調査の実施

計画策定にあたり地域福祉に関する現場のニーズや課題を把握し、計画策定の基礎資料とするため、善通寺市内で活動している団体、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等に対して、「団体ヒアリング」を開催し、得られた意見等を整理し計画策定のための基礎資料とします。

【ヒアリング予定団体(前回参考)】

- ・市自主防災会連絡協議会(市関係団体/防災)
- ・市老人クラブ連合会(市関係団体/高齢者)
- ・子育てネットくすくす(福祉関係団体/子ども)
- ・希望の家(福祉関係団体/障がい者)
- ・市民生委員児童委員協議会(地域福祉推進団体)
- ・市社会福祉協議会(地域福祉推進団体)
- ・地区社会福祉協議会(地域福祉推進団体)
- ・市内中学生(地域/中学校)

(5)パブリックコメントの実施

市民から広く意見を得て計画策定を進めることを目的とし、パブリック・コメント(意見募集)を実施します。

実施期間:令和7年1月中(予定)

7. 第4次善通寺市地域福祉計画の構成(案)

第1章 計画の策定にあたって

- 1 地域福祉とは
- 2 第4次善通寺市地域福祉計画策定の趣旨
- 3 計画の期間
- 4 計画の位置づけ
- 5 計画の策定方法

第2章 善通寺市の地域福祉を取り巻く現状と課題

- 1 善通寺市の状況(人口、子ども、高齢者、障がい者、生活保護など)
- 2 第3次計画の評価
 - (1) 地域住民を中心とした小地域福祉活動の活性化
 - (2) 地域福祉活動推進のネットワークの場づくり、官民協働の重層的な地域ネットワークの構築
 - (3) 福祉の文化や意識を育む地域づくり、福祉活動の担い手(共感者、参加者)づくり
 - (4) 地域共生社会の実現に向けた基盤整備
- 3 市民アンケート調査の状況
- 4 団体ヒアリング結果の状況
- 5 地域福祉を取り巻く主要課題

第3章 計画の推進体系

- 1 第4次計画の基本理念
- 2 第4次計画の基本目標
- 3 第4次計画の施策体系

第4章 具体的な取組と今後の方向性

- 基本目標1 ※要検討
基本目標2 ※要検討
基本目標3 ※要検討
基本目標4 ※要検討

第5章 第4次計画に包含する計画

- 1 自殺対策基本計画
- 2 市町村成年後見制度利用促進基本計画
- 3 地方再犯防止推進計画
- 4 重層的支援体制整備事業実施計画

第6章 計画の推進に向けて

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進行管理と評価

第7章 資料編

8. 今後のスケジュール

日程	内容
8月28日(水)	第1回 善通寺市地域福祉計画策定委員会 (1) 委員長・副委員長の選任 (2) 地域福祉計画の策定について (3) 計画策定スケジュール (4) アンケート調査票の検討 (5) ヒアリング実施団体の検討
9月上旬～10月上旬	住民アンケート調査の実施
9月～10月	関係団体等ヒアリングの実施
11月中旬～下旬	第2回 善通寺市地域福祉計画策定委員会 (1) アンケート調査結果の報告 (2) 地域福祉等団体ヒアリング結果の報告 (3) 第2次計画の点検・評価の報告 (4) 計画骨子案について
12月下旬	第3回 善通寺市地域福祉計画策定委員会 (1) 計画素案について (2) パブリックコメントについて
1月中	パブリックコメントの実施
2月	第4回 善通寺市地域福祉計画策定委員会 (1) パブリックコメントの結果報告 (2) 計画案の検討 (3) 計画及び概要版の承認